

生徒心得（平成 27 年 4 月 1 日改訂）

2. 通学について

- (1) 通学途上（徒歩、自転車、バス、電車車中等）は常に本校の生徒としての自覚と品位を失わぬよう心掛ける。
- (2) 通学の際（休日も含む）所定の制服を着用する。（服装規定参照）
- (3) 自転車通学者の場合は、学校に届け出て所定の標識を各自の自転車に取り付けること。
（諸届、願参照）
- (4) 通学途上において、事故（交通事故、痴漢、恐喝等）に遭遇した場合は、直ちに学校および最寄の警察（交番）に連絡をする。

4. 校外活動について

- (1) 公欠を要する校外における試合、協議、会合等に参加するときは、HR 担任・顧問を通じて、校長の許可を受ける。（公欠を要する対外活動願）
- (2) 旅行、登山等は所定の手続きをとる。また、冬山登山は禁止する。（旅行許可願）
- (3) 家庭が暴風・洪水・火災等の事故による非常災害に遭ったときには、速やかに学校もしくは HR 担任に連絡する。
- (4) 原動機付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許取得は原則として禁止する。（「車両運転免許取得規定」参照）
- (5) 不健全な場所への立ち入りはつつしむこと。

5. 服装について

服装は常に高校生らしく、質素、清潔、端正であることを旨とし、流行を追ったり華美にならぬよう心掛ける。止むを得ず規定外の服装をするときは、必ず異装許可を受けなければならない。

- (1) 制服は、男子、女子共本校指定のものとする。（変形を禁止する。特にスカート丈は、ひざの中央にかかる程度とする。）
- (2) 通学靴は黒または茶色のローファーもしくは、通学にふさわしい運動靴とする。
- (3) 女子は、白又は紺色のソックスとする。冬季は、黒色タイツの着用を認める。
- (4) 上履きは本校指定のものとする。（学年色）
- (5) 鞆は、学校指定の通学バッグまたは、華美でない通学にふさわしいバッグであれば使用を認める。
ポーチ等の小さなもの・紙袋、布袋のみでの通学は禁止する。
- (6) 防寒具は、華美な装飾のない紺・黒色のものとする。
- (7) 頭髪は端正なものとし、パーマメント等、染色、脱色等は禁止する。
- (8) 化粧（口紅、有色のリップクリーム、マニキュア、爪の加工等）を禁止する。また、指輪、ネックレス、ペンダント等装飾品を身につけることも禁止する。
- (9) 授業（座学）の際は制服を着用し、運動着等は禁止する。

7. 対外活動等

- (1) 対外活動に参加するときは、関係職員をへて校長の承認を受け、公欠を要する対外活動願を生徒指導主事に提出すること。
- (2) 校長の承認した対外活動、その他の公用や、入学試験、就職試験等のため、授業を欠席するときは、

公欠願を関係職員をへて、ホームルーム担任に提出すること。

(3) 引率職員のいない対外活動を行ってはならない。

8. その他

(1) 旅行・登山・キャンプ等を行うとき、および学割を要する場合には、所定の「旅行許可願」(付学割交付申請書)を一週間前までに提出し、校長の許可を受けること。

服装等に関する規定

服装は質素・端正・清潔を旨として華美をさげ、流行に走らず、常に本校の生徒としての品位を保つよう心掛ける。

1. 制服

- (1) 男女とも冬服、夏服の別があり、それぞれ本校指定のものを着用し変形は禁止する。
- (2) 男子のワイシャツ・女子のワイシャツは白とする。夏季は本校指定のワイシャツかポロシャツを着用する。
- (3) ワイシャツ(白)に胸章をつけることによって、夏服と認める。
- (4) 冬服期間を11月1日～4月30日までとし、この期間は上着(ブレザー)を着用して登校するものとする。5月1日～10月30日は上着、ネクタイ、リボンを省略してもよい。ただし、この期間、上着を着用する場合はネクタイ、リボンを着用するものとする。

2. 外装類

- (1) コートは、紺または黒色とし、華美な装飾の無いものとする。
- (2) 襟巻を着用する場合は、つとめて華美なものや、赤・黄系統の派手な色はさげ、校内で着用しない。
- (3) 鞆は、学校指定の通学バッグまたは、華美でない通学にふさわしいバッグとする。ポーチ等の小さなもの・紙袋や布袋のみでの通学は認めない。
- (4) 通学靴は黒または茶のローファーもしくは、通学にふさわしい運動靴とする。
- (5) 女子は白または紺色のソックスとする。冬季は、黒色タイツの着用を認める。

3. 頭髪

- (1) 常に清潔にし、見苦しくない髪型に努める。男女とも極端な長髪・パーマメント・脱色・着色・ヘアアイロン・カール等を禁止する。ピン止め・リボン等を用いる場合は目立つものは禁止する。
(黒色・濃紺)

4. ベルト

- (1) 黒または茶色とし、巾は3cm位とする。また、バックル等華美なものは認めない。

5. その他

- (1) 男女とも不必要な装飾品はつけない。指輪・ネックレス・ペンダント・イヤリング等。
- (2) 化粧などはしない。口紅・有色のリップクリーム・アイシャドウ・白粉・爪の加工等。
- (3) 止むを得ない理由で規定外の服装をする場合には、ホームルーム担任をへて「異装許可願」を生徒指導部に提出し、許可を受ける。その許可証を常に所持する。
- (4) この規定は平成27年4月1日より施行する。

(平成26年10月23日一部改訂)

(平成 28 年 10 月 13 日一部改訂)

(令 2 年 10 月 15 日一部改定)

制 服

I. 男子

(1) 冬服 [上衣、型] ブレザー、シングル、2つボタン

[ワイシャツ] 白のワイシャツ

[下衣、型] スラックス

[ネクタイ] 指定ネクタイ

(2) 夏服 白のワイシャツを着用し、ブレザー・ネクタイは着用しなくてもよい。ただし、ブレザーを着用した場合は必ずネクタイを着用する。

[上衣] 学校指定の半袖ワイシャツまたは、学校指定のポロシャツ

[下衣] 学校指定のズボン

(3) ベルト黒または茶色とし、幅は 3 cm くらいとする。華美なバックル等は不可

(4) セーター・ベスト 学校指定のセーター・ベスト

(5) ワイシャツ (白) に胸章をつけることによって、夏服と認める。

II. 女子

(1) 冬服 [上衣、型] ブレザー、シングル、2つボタン

[ワイシャツ] 白のワイシャツ

[下衣、型] 学校指定のスカート・学校指定のスラックス

[リボン] 指定リボン

スラックス着用時のみ女子用指定ネクタイ

(2) 夏服 ワイシャツを着用し、ブレザー・リボン・は着用しなくてもよい。ただし、ブレザーを着用した場合は必ずリボンを着用する。

[上衣] 学校指定の半袖ワイシャツまたは、学校指定のポロシャツ

[下衣] 学校指定のスカート・学校指定のスラックス

(3) セーター・ベスト 校指定のセーター・ベスト

(4) 靴下 白又は紺色のソックスとする。冬季は、黒色タイツの着用可。

(5) ワイシャツ (白) に胸章をつけることによって、夏服と認める。

(平成 29 年 12 月 21 日一部改訂)

(令 2 年 10 月 15 日一部改定)

アルバイトに関する規定

許可基準

1. 長期休業中以外の場合

本人が学習を続行する上で、経済上の支障をきたしていると保護者が認め、学校側が職種・日時・学習状況・生活態度等を勘案し、以下の要件を認めた場合。

- (1) 欠点科目・生活態度に問題がなく、かつ経済的理由がある場合。
- (2) 職種・日時に問題がないこと。

2. 長期休業中の場合

長期休業（夏期、冬期、学年末）中は、次の要件を満たした場合に認める。

- (1) アルバイト期間は、長期休業中に限る。
- (2) 欠点科目がなく、生活態度に問題がないこと。
- (3) 職種・日時に問題がないこと。

3. アルバイトを認めた生徒の厳守事項

- (1) 許可願を提出し、許可書の交付を受ける。
- (2) アルバイト中は必ず生徒手帳と許可書を携帯する。
- (3) アルバイト中に問題を起こした場合、アルバイトを中止する。
- (4) 酒席に侍する業務（居酒屋等）、特殊遊興的接客業（バー・キャバレー・クラブ等）・派遣による業務。
また、高校生としてふさわしくない場所、職種のアルバイトは許可しない。また、法律や条例で禁止されている場所や22時以降のアルバイトは許可しない。
- (5) アルバイトの許可は1年生の1学期終了後からとする。

4. 本校内規に違反してアルバイトを行った生徒は、特別指導の対象とする。

5. この規定は平成26年6月1日より施行する。

(平成29年12月21日一部改定)